

令和6・7年度南アルプス市小規模工事等契約希望者登録申請要領

この制度は、市内事業者を積極的に活用し受注の機会の拡大を図るため、市が発注する小規模な建設工事のうち、1件の金額が50万円未満で工事の内容が軽易なものについて、契約を希望する事業者からの申請により名簿登録する制度です。

令和6・7年度の小規模工事等希望者登録申請（令和6年4月1日登録分）を次のとおり受け付けますので、御希望のあるかたは、申請書を作成の上、期間内に提出してください。

- 1 登録できるかた 本市内で建設業を営む法人又は個人の事業者。
ただし、次の条件に該当するかたは登録できません。
 - (1) 本市内に主な事業所又は住所がないかた。
 - (2) 本市入札参加有資格者名簿に登録されているかた。
 - (3) 希望する業種を履行するために必要な資格・免許等がないかた。
 - (4) 心身の故障により小規模工事等を適正に営むことができない者として市長が認めるかた。
 - (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないかた。
 - (6) 市税を滞納しているかた。
 - (7) 登録日の前日（令和6年3月31日）において2年以上の営業経歴がないかた。
 - (8) 提出された申請書及び添付書類に不備があるかた。
- 2 登録希望業種 別紙「小規模工事等の種類及び具体例」に記載する25業種
※草刈・剪定、清掃・消毒、ゴミ収集、建物保守管理、公用車修理・販売・リース、印刷製本、事務機器販売・リースなど建設工事ではないものは対象となりません。
- 3 受付期間 令和6年3月4日（月）～3月15日（金）9：00～17：00
- 4 受付場所 市役所総務課（本館2階）
- 5 提出方法 持参（郵送不可）
- 6 提出書類 申請書及び添付書類
- 7 提出部数 1部（ホチキス留めやファイル綴じは不要です）
- 8 提出書類配布 (1) 市ホームページからダウンロード
(2) 市役所総務課（本館2階）にて配布
- 9 登録通知 令和6年3月下旬に郵送
- 10 有効期限 令和8年3月31日まで
- 11 その他 ・ 上記の受付は令和6年4月1日付けの登録分です。
・ 4月以降も随時申請を受け付けます。（有効期限は10と同様）
- 12 お問い合わせ先 〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376
南アルプス市 総務部 総務課 契約担当 TEL 055-282-6542（直通）